

令和6年度 埼玉県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金

電子処方箋を導入した医療機関等(病院・医科診療所・歯科診療所・薬局)に対し、システム改修など導入に要する費用を補助します。

申請期限

令和7年1月31日(金)まで

申請方法

- 電子申請システムによるオンライン申請
詳細は県HPをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/densisyohousen/01.html>



埼玉県 電子処方箋活用・普及促進事業

検索

交付要件

- 電子処方箋の導入が完了し、社会保険診療報酬支払基金が実施する電子処方箋導入に係る補助金(* 以下「基金補助金」)の交付決定を受けていること
 - * 保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)による補助金
- 電子処方箋の周知広報(*)を実施すること
 - * 電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネット、施設ホームページ上で公表等



補助金額

	(1)電子処方箋管理サービスの導入	(2)電子処方箋管理サービスの新機能導入	(3) (1)(2)を同時に実施
大規模病院 (病床数200床以上)	上限 81.1万円 ※事業額486.6万円の1/6	上限 22.6万円 ※事業額135.6万円の1/6	上限 100.3万円 ※事業額602.2万円の1/6
病院 (大規模病院以外)	上限 54.3万円 ※事業額325.9万円の1/6	上限 16.7万円 ※事業額100.2万円の1/6	上限 67.6万円 ※事業額405.9万円の1/6
診療所	上限 9.7万円 ※事業額38.8万円の1/4	上限 6.1万円 ※事業額24.5万円の1/4	上限 13.5万円 ※事業額54.2万円の1/4
薬局	上限 9.7万円 ※事業額38.8万円の1/4	上限 6.4万円 ※事業額25.6万円の1/4	上限 13.8万円 ※事業額55.3万円の1/4

※ 上記と別に基金補助金が交付されます。詳細は、社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

オンライン説明会

電子処方箋の普及に向けた説明会

●動画配信

https://www.youtube.com/watch?v=tmcSqPrPE_Y



●内容

- ① 埼玉県医師会からのあいさつ (埼玉県医師会)
- ② 電子処方箋に関する説明 (厚生労働省)
- ③ 埼玉県の補助事業に関する説明 (埼玉県)
- ④ 埼玉県からのあいさつ (埼玉県)

